

「東広島市子ども計画(案)」に対する意見の概要と市の考え方

| No. | 頁 | 章 | 節 | 主な施策項目 | ご意見・ご提案の概要 | 市の考え方 | 担当課 | 修正あり | 修正なし |
|--------------|---|---|---------------------------------|-----------------|---|---|------------|------|------|
| 1 | 26 | 第3章 計画の基本的な考え方 | 1 計画の基本理念 | | 基本理念はつながる つなげる 育ちあいのまちづくりの1つだけではない、サブタイトルの「ともに支え、ともに育つ、子ども若者のウェルビーイングがかなうまち東広島」は除いて欲しい。子ども計画の中に「地域共生社会」の理念まで入れたら、どちらが優先なのか？ここからがほしい。 | 本計画に掲げた子育て支援の取組みを推進するためには、「支え手」「受け手」の垣根を超えて、子ども子育て家庭を取り巻くすべての人々が、それぞれの立場で子育て支援に参画する「地域共生」の考え方が不可欠であるとの観点から、基本理念及び副題を設定しております。 | 子ども家庭課 | | ○ |
| 2 | 26 | 第3章 計画の基本的な考え方 | 1 計画の基本理念 | | 「子ども若者がウェルビーイングな状態で生活を送ることができる社会」などの文言を子ども若者など当事者は考えていない。それよりはカタカナで理解不能な文言を入れないで「子どもまんなか社会の実現を目指します」の方がすべての人に理解されると思う。「ウェルビーイング」みたいな抽象的な文言を避けた理念にしてほしい。 | 本計画の策定にあたり実施した子どもへのアンケート調査では、「子どもまんなか社会」について「知らない・わからない」との回答が一定数あったことから、あえて「子どもまんなか社会」との文言を使わず、その定義(=「子ども若者がウェルビーイングな状態で生活を送ることができる社会」)から、副題を設定したところで、カタカナで理解不能との指摘につきましては、副題に「ウェルビーイング・身体的・精神的・社会的に幸せな状態を指す概念」との説明書を添えておりますので、ご理解いただければと存じます。 | 子ども家庭課 | | ○ |
| 3 | 32 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標1 | 各種育児教室の内容 | 施策No.11について、「マタニティ教室・・・」などを開催し、育児不安の軽減を図ります」とあり、ぜひ推進してほしいが、教室の内容はバージョンアップする必要がある。ある育児仲間、0歳児に対して「集中力がない」と悩み、別の仲間1歳児に「友達におもちゃを譲れない」と悩んでいたが、産前にこどもの心や認知機能の発達について、概要だけでも学ぶ機会があれば、このような悩みは起こらないのではなか。忙し、すでに手探りで自分流の子育てが始まっている産後ではなく、産前にもこどもの発達に対する学びの機会を、効果を発揮する。ぜひ、各種教室において、「こどもの心や認知機能の発達について、発達心理学を踏まえた内容を広く伝える」旨の取組みも追加してほしい。 | パパママ教室の内容につきましては、参加者アンケートなどから定期的に見直しをしております。最近では、昨年10月に見直しを行い、「親子のふれあい」をテーマに、愛着形成の内容としております。お子さんの心身の発達につきましては、母子健康手帳発行時にお渡している「母子健康手帳副読本」にも記載されており、妊娠期の教室の教材として使用していることから、今後は内容に取り入れて参ります。本市におきましては、妊娠期からの切れ目ない子育て支援「東広島版ネウボラ」に取り組んでおり、悩みなど相談したい事象が起きた時に、気軽に相談ができるような相談体制を構築して参ります。 | 子ども家庭課 | | ○ |
| 4 | 33 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標1 | 予防接種の助成拡大 | 任意接種の予防接種も助成してほしい。何年か前にインフルエンザワクチンの子どもへの助成があり助かった。自治体独自に助成しているところも多々聞く。感傷は蔓延しており小児科の予約も取りづらい。経済的負担が大変なのでぜひお願いしたい。あわせて、男児のHPVワクチンの助成や子どものコロナワクチンへの助成の検討もぜひお願いしたい。 | 本市では任意接種のうち、おたふくかせの、接種費用の助成を行っておりますが、今後、おたふくかせ以外の助成についても、国や他市町の動向等を注視しながら検討して参りたいと考えております。 | 医療保健課 | | ○ |
| 5 | 32、35、45 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標1、2、4 | 子育て短期支援事業の充実 | 「子育て短期支援事業」については、本年から新たに0歳児も対象とし里親への委託を可能とする制度に拡充されたに聞いている。これは、子育てに不安・負担を感じる保護者や病気・育児疲れ等のほか冠婚葬祭や転勤・出張・学校等での行事への参加等一時的に養育ができない場合など、広く子育て中の保護者を支援する施策として有効であると思われる。一方、「子ども計画(案)」では、「子育て短期支援事業」の記載は、基本目標2の中の「児童虐待の防止・早期発見」の部分のみとなっているが、基本目標1「安心して子どもを産み育てられる支援の充実」や基本目標4「子ども若者を支える地域の子育て支援力の強化」にこそ記載すべきではないかと。私としては子育て短期支援事業はいまは宿泊付きのファミリー・サポート事業とらえており、利用に際しては個室を確保して周知することが必要と考える。この事業の利用者が増えることで、子育ての不安感が減り、仕事と子育ての両立しやすくなり、地域で子育てを支援する機運も高まり、子どもまんなか社会に少しでも近づけるのではないかと考える。 | 子どもたちが安心して生活するためには、可能な限り普通の生活と変わりのない環境での支援が重要と認識しております。子育て短期支援事業の充実も、基本目標1「安心して子どもを産み育てられる支援の充実」や基本目標4「子ども若者を支える地域の子育て支援力の強化」につながるから、引き続き、里親制度及び子育て短期支援事業の周知に努めて参ります。ご指摘のとおり、基本目標1及び基本目標4に追加するよう計画案を修正いたしました。 | 子ども家庭課 | ○ | |
| 6 | 40、44、45、48、49 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標2、4、5 | 小学校低学年の居場所、相談場所 | 施策No.31、No.42、No.43、No.44、No.50、No.53、No.61、No.62について、子どもが入学するまでは、児童青少年センターの遊びコーナーをよく利用しており、遊びを通して子どもが自分らしく過ごす中で、児童厚生員の先生に子育ての相談をすることもできた。小学校では子どもは頑張ってきたので、普通のありのままの子どもを継続的に抱いてもらう上で相談できる場所がない。現在の児童青少年センターの遊びコーナーは本末末学児までが想定されているため、小学低学年くらいの子どもが親子で遊べ、常駐の先生がいる小学生版の子育てひろばのような場所ができてくれたらうれしい。のん太の酒蔵に、対象年齢の子ども子育てや親の働き方について相談できる方がいるのもありがたいと思う。 | 児童青少年センターでは小学生児童及びその保護者の方も一緒にご利用いただけます。また、「児童青少年総合相談室」では、乳幼児から小学生、青年期までの子育てや教育での困りごとの相談を土日受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。 | 青少年育成課 | | ○ |
| | | | | | | | | | |
| 具体的な取組み | 内容 | 主な担当課 | | | | | | | |
| 子育て短期支援事業の充実 | 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。 | 子ども家庭課 | | | | | | | |
| 7 | 42 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標3 | 放課後児童クラブ | 放課後児童クラブの待機児童解消について、共働き世帯が困るのが、夏休み等、学校の長期休みの子どもの居場所である。長期休みだけのニーズにも応えてほしい。知り合いの小学校の保護者から、低学年で一人で留守番させられないため、パートの時間いそいそを利用したいが、空きがなく申し込みに至らなかった話を複数聞いた。「随時待機児童」も含めたニーズの把握と対応をお願いしたい。 | 本市では、施設定員に余裕がある放課後児童クラブでは、夏季休業中のみの受入も行って参ります。また、夏季休業中のみの受入の場合は、通学されている小学校のクラブに限らず、東広島市全域のクラブをご利用いただくことが可能となっております。夏季休業中の利用ニーズにお応えしております。 | 青少年育成課 | | ○ |
| 8 | 42、81 | 第4章 基本施策と取組み 第5章 教育・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策 | 基本目標3 ⑤放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) | 放課後児童クラブ | 施策No.35について、学童の見学をしたところ、人数に圧迫感があり、利用につながっていない。低学年の内は自宅待ってもらっても不安なため、親が仕事を制限している状態である。自身の子どもにあった学童に通わせるために、遠方の学童を利用している家庭もあるようだ。81頁の記載の基準での受け入れが学校の近隣で可能になれば、親も子どもも安心できる仕事の選択も増えると思うので、この取組みが少しでも達成できるようお願いしたい。 | 今後も民間事業者等との連携・協力により、供給量を確保し、受入児童数の適正化に努めて参ります。 | 青少年育成課 | | ○ |
| 9 | 41、44、45、46 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標3 基本目標4 | 子どもに関する情報発信 | 施策No.34、No.44、No.46、No.47、No.48、No.50、No.52、No.54、No.55、No.56について、管轄が各課で異なるため、子どもに関する求人やボランティア、自己研鑽のための講座を検索するには、それぞれのサイトを経由する必要がある。一つ一つの確認するのが大変である。自分の持っている資格や希望する条件・日時等を入力することで、全ての課において該当する項目を検索することができれば、自分の資格を活かした活動の仕方や自己研鑽がより容易になると思う。 | 市から発信する情報につきましては、発信元(子ども家庭課、教育委員会等)や求人・講座等の内容を問わず、市ホームページに集約しております。特に「子ども子育て」の情報に関しては、トップページにある「暮らしの情報」内の「子育て・教育」に集約して掲載しております。求人やイベントの情報に関しては「情報を探そう」内の「募集を探そう」イベントを探そうからご確認いただけます。市ホームページや市民ポータルサイト等を活用し、必要な方に必要な情報が届く情報発信に引き続き取り組んで参ります。 | 子ども家庭課 | | ○ |
| 10 | 41、43、51 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標3 基本目標5 | 子ども園・小学校での働き方改革 | 施策No.34、No.40、No.70について、子ども園、小学校の先生方は、いつも一人ひとり丁寧に向き合ってきた上で、事務や給食の先生方も日々子ども達のためにたくさん仕事をしてくださっている。人材確保という点では、数の増加も大切だが、同時に、今現在子どもたちに関わっている全職種の方々の仕事の負担が軽減し働きやすい状態になる「数の維持」も大切だと思う。ぜひこれらの取組みが達成できるようお願いしたい。 | 保育所等につきましては、保育士の悩みに対して専門スタッフが相談に応じる体制を確保するとともに、資格を有しなくても一部の業務に携われる保育補助者・保育支援者の採用促進や、ICT技術の導入による業務改善を進めることで、保育士の負担軽減と定着を促して参ります。また、小・中学校につきましては、教職員の働きがいや魅力を発信し、質の高い人材の確保と育成に努めます。更に、本来教職員が担うべき業務の明確化や、専門スタッフ等の人員配置の拡充により、子どもと向き合う時間や仕事と生活の両立ができる職場環境を確保して参ります。 | 保育課 学事課 | | ○ |

| No. | 頁 | 章 | 節 | 主な施策項目 | ご意見・ご提案の概要 | 市の考え方 | 担当課 | 修正あり | 修正なし |
|-----|-------|--------------------------------|------------------------|---------------------------------|---|---|--------------|------|------|
| 11 | 44 | 第4章 基本施策と取組み | 基本目標4 | 地域すくすくサポート、子育て支援センターにおける相談対応の充実 | 施策No.42、No.43について、「多様化する相談内容に対応できるように～レベルアップを図ります」とあるが、育児仲間の悩みを聞き、その内容はむしろ「皆同じようなことで悩んでいる」という印象を受ける。 助産師・保健師・子育て支援センターのスタッフには親身に関わってもらっているが、得られる情報の質は高くない。例えば授乳のメカニズムについては、WHOのガイドライン、補完食(離乳食)は厚生労働省のガイド等、これらの情報に基づいて相談に乗ってもらえることはほまなかった。 「私の時は・・・」とそうですよといった経験談や伝聞によるアドバイスではなく、相談対応する専門職がもっと自信をもってアドバイスできるよう「基本的な相談内容に対して最新かつ科学的な根拠をもって対応できるように定期的に知識をアップデートする機会を設ける」といった取り組みも追加してほしい。 | 妊娠前から子育て期にかけての相談の対応につきましては、保健師・助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターと保育士・子育て支援員の資格を持つ子育て支援コーディネーターが対応しております。 スタッフの研修は定期的を実施しておりますが、今後は、ごも家庭庁主催の「母子保健指導者養成研修」や「子育て支援者研修」など、最新のエビデンスに基づいた研修の内容も取り入れて参ります。 より専門的な相談につきましては、各地域すくすくサポートで実施しております、理学療法士や歯科衛生士、栄養士など専門職による「すくすく相談」を利用させていただきよう周知を参ります。 | ごも家庭課 | | ○ |
| 12 | 81～86 | 第5章 教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策 | ③放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) | 放課後児童クラブ | 放課後児童クラブは、全体では確保の内容が多く、毎年余裕があるように見える。 人口が多い地区は児童も多く、余裕があれば大規模クラブの調整を行うと書いてあるが、人口の少ない地区では利用が少ないにも関わらず、人口の多い地区と同じ確保数の考え方なのか、人口が少ない地区ごとの考え方が必要なのではないか。 | 放課後児童クラブでは、地区ごとの利用児童数にあわせた適正なクラブ運営を行うよう今後も努めて参ります。 ご指摘いただいた確保の内容については、利用児童数にあわせた確保の内容となるよう修正いたします。 【修正内容】 ②確保の内容に、次の1文を追加。 「児童数の減少に伴い利用児童数が40人に満たない公立クラブについては、適切な定員管理を行い、各小学校に1クラブ以上維持します。」 85頁～87頁 「今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。」を、「今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保するとともに、利用児童の減少に合わせた適正な定員管理、運営を行います。」に修正。 | 青少年育成課 | | ○ |
| 13 | 59～70 | 第5章 教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策 | (3)保育の「量の見込み」と確保方策 | 企業主導型保育園の記載 | 第3期子ども子育て支援事業計画の案の中に、企業主導型保育園の存在に対して何も記載がないようである。 この計画では、保育サービスの供給主体として、企業主導型保育園が認識されていないものとなっている(59ページ)。 企業主導型保育園も東広島市の保育を担っており、認知していただきたい。 | 企業主導型保育事業所が、本計画において挙げている保育の「確保の内容」における供給量の一翼を担っていただいている点を踏まえ、記載を加えるよう修正いたします。 【修正内容】 59頁、62頁、64頁 西条北部地区、八本松地区、高屋地区について、企業主導型保育事業所の箇所及び施設名を追加。 | 保育課 | | ○ |
| 14 | 92 | 第6章 計画の推進にあたって | 2 計画の推進体制 | 計画の点検・評価・再計画 | 92頁の点検・評価・再計画の内容運営に関し具体策がない。これは基本計画自体が机上の空論「作って終わり」になる。 | 点検・評価・再計画につきましては、「東広島市子ども子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況を担当部局から報告し、委員の点検・評価を受けるとともに、その後の取組みの検討を行うこととしております。 また、4ページに記載のとおり、中間年の令和9年度には計画の見直しを行うが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行って参ります。 | ごも家庭課 | | ○ |
| 15 | | | | | 児童でタブレット宿題ができないため、2週間に1回児童室を利用できていない。 児童の先生からは、「Wi-Fiがない」「破損が生じた際の対応」などで難しいと聞いた。 これからは、タブレットを利用する機会も増えてくると思う。 児童で利用させることにより、どのような点に気を付けるべきか(セキュリティや機材の取り扱い等)を学べる機会にすることもできるのではないかと。 設備の整備や、保証などに費用がかかると思うが、ぜひ現状の対応の改善をお願いしたい。 | ご指摘いただきました。放課後児童クラブのWi-Fi環境の整備に関しましては、順次改善に取り組みしていく予定としております。 また、破損につきましては、破損場所が学校や児童の自宅に限らず、クラブ利用時での破損も交換補償とすることを確認しております。 | 青少年育成課 | | ○ |
| 16 | | | | | 少子高齢化について、県央地区、安芸津、原吉川地域など、公共交通機関が充実していない地域が多いと感じる。循環バスのようなものがあれば、良いと感じている。 | 少子高齢化及び人口減少等により現行の公共交通機関の利用者が減少傾向にあることや、運転手不足等交通事業者の経営環境の悪化も加わり、公共交通の維持そのものが厳しい状況にありますが、安全で円滑な移動が確保されるよう持続的な公共交通の体制確立に努めて参ります。 | 地域政策課 | | ○ |
| 17 | | | | | 先日のように、学校給食の機器に不備があった場合、学校や地域センターの災害備蓄食品を回すことはできないか? ローリングストックのことも伝えつつ、給食の時間に子ども達も「給食センターが大変なことになったが、地域で食品を備蓄していたおかげで、無事にご飯が食べられた」といった経験を提供できるのではないかと。 地域センターなどの備蓄食品が賞味期限切れになった場合、廃棄している、もしくは、他地域や企業、子ども食堂に提供しているのであれば、自分たちの住む地域の人たちの糧となる経験につながる方法もあるのでは。 | 市内の学校給食センターでは、規模が大きいところで約1万食の給食を提供しておりますが、備蓄食料の活用にはいくつかの課題がございます。主な課題として、①市の備蓄食料は主にアルファ化米であり、湯を沸かしたり注ぐ作業が、児童生徒数の多い学校では対応が難しいこと、②アルファ化米には種類があり、食物アレルギーへの配慮が必要であること、③おかげがないため、必要なカロリーが不足すること、④市では備蓄食料の購入を計画的に進めており、年間約3千食程度が賞味期限を迎えるため、賞味期限に近いものは地域の防災イベントで試食や配布などで有効活用されており、数的にも対応が難しいこと、が挙げられます。このため、現状では学校給食に備蓄食料を提供するのは難しい状況ですが、ごも達には、防災に関する授業や地域でのイベントの中で備蓄食料について知ってもらう機会を提供したいと考えております。 | 学事課 危機管理課 | | ○ |